

～戸籍振り仮名の届出について～

適用期間：令和7年5月26日～令和8年5月25日

届出人

氏の振り仮名の届…筆頭者
名の振り仮名の届…本人(15歳以上)
15歳未満は法定代理人。
15歳以上18歳未満は本人・
法定代理人どちらも可。

通知の振り仮名が
間違っている

はい

間違っているのは
氏？名？

氏

①

筆頭者の方からの
届出が必要です

※筆頭者がいなければ配偶者、
配偶者もいなければその子

名

②

本人からの届出
が必要です

※15歳未満の
子は法定代理人(親権者等)

届出された振り仮名が
戸籍に追加されます。

いいえ

戸籍or住民票に
急ぎで振り仮名が
必要ですか

はい

あなたは戸籍の
筆頭者ですか

いいえ

届出しないで
大丈夫です！

令和8年5月26日以降
自動的に戸籍に振り仮名
が記載されます。

いいえ

名の振り仮名
のみ届出でき
ます

戸籍・住民票に名の
振り仮名が記載されます。
※氏・名の振り仮名の届出人
については上記①②を参照。

はい

氏・名の振り仮名
どちらも届出でき
ます

戸籍・住民票に氏・名の
振り仮名が記載されます。

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、**マイナポータル**からの届出も可能です。
- ・自動的に振り仮名が追加されるより前に一度振り仮名の届出をされた方については、再度の届出に家庭裁判所の許可が必要になります。
- ・届出をせずに自動的に振り仮名が追加された方については、一度だけ氏・名の振り仮名変更の届出が可能です。

その他詳しくは法務省HPをご確認ください。

URL→<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>

QRコード→

